

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	三菱化工機株式会社		コード	6331
提出日	2026/6/8	異動(予定)日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	楠 正顕	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
2	中山美加	社外取締役	○												△			訂正・変更	有
3	河口真理子	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
4	増田純一	社外取締役	○											△				訂正・変更	有
5	仁田裕也	社外取締役	○													○		新任	有
6	小出恵美子	社外取締役	○													○		新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	楠 正顕氏は、三菱重工株式会社社外取締役を2024年3月まで、同社のフェローアドバイザーを2026年3月まで務めました。当社は同社との間に製品等の販売等の取引関係がありますが、その額は当社の売上高に対し僅少であります。	楠 正顕氏は、三菱重工株式会社社外取締役を2024年3月まで、同社のフェローアドバイザーを2026年3月まで務め、その豊富な知識・経験に基づき、当社の経営に関する適切な助言・監督等を行っており、また当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただいておりますことから、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。
2	中山美加氏は、JSR株式会社において2022年6月まで在籍し執行役員及び取締役を務めました。当社は同社との間に製品等の販売等の取引関係がありますが、その額は当社の売上高に対し僅少であります。	中山美加氏は、JSR株式会社において知的財産分野の業務に長年従事し、同社の執行役員及び取締役を務め、アステラス製薬株式会社の社外取締役監査等委員を2026年6月まで務めました。以上の豊富な知識・経験に基づき、特に企業経営、法務・リスクマネジメントスキルに強みのある社外取締役として、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただいておりますことから、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。
3	河口真理子氏は、不二製油グループ本社株式会社(現不二製油株式会社)において2020年4月からCEO補佐、2023年4月から2025年3月までESGアドバイザーを務めておりました。当社は同社との間に製品等の販売等の取引関係がありますが、その額は当社の売上高に対し僅少であります。また、同氏は、相模屋食料株式会社において2025年6月からCEOアドバイザーを務めておられますが、当社と同社との間に開示すべき関係はありません。	河口真理子氏は、株式会社大和総研において、日本におけるサステナビリティの専門家としてESG投資(金融向け)とCSR・CSV(企業向け)に係る情報発信やアドバイスをさまざまな業種企業に対して行っております。また、大学教授としてESG及びサステナビリティに関する多くの政府委員等も歴任しております。以上の豊富な知識・経験に基づき、特に環境分野、ESG経営に強みのある社外取締役として、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただいておりますことから、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。
4	増田純一氏は2016年5月まで当社の主要な取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)の業務執行者でしたが、退職後すでに10年以上が経過しております。当社は同行との間に資金借入等の取引関係がありますが、同行は主要な借入先の一つであり、また、同行からの借入額は、2026年3月末で連結総資産の3.1%未満です。	増田純一氏は、金融機関に長年勤務され、その国内・海外での豊富な経験と、経営全般にわたる見識、ファイナンスや財務会計、投資業務等に関する専門的知識に基づき、当社の経営に関する適切な助言・監督等を行い、取締役会の議論の活性化や機能の強化に貢献していただいておりますことから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。
5		仁田裕也氏は、検察官及び弁護士として法曹界での長年の経験と専門知識を有しております。上記の経験に基づき、監査の実効性を高め、適切な監督を行い、また、法律知識に基づいた豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけることを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。
6		小出恵美子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人等における長年の会計監査業務の経験と専門知識を有しております。上記の経験に基づき、監査の実効性を高め、適切な監督を行い、また、財務及び会計に関する豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただけることを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。

## 4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員が相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。